

はじめに

このテキストは、初めての方のための「パソコンによる給与計算」－課題編－について学習しようとしている方を対象に参考資料として作成したものです。

このテキストでは、特に次の三つのことを基本としました。その一つは、給与計算についての－課題編－の作成は、所得税法、健康保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等が関係し、その改正に伴ってテキストの改訂も必要なことから躊躇しておりましたが、給与計算について広く理解していただき、さらに学習を発展させるための手びきとすることをめざしました。二つは、添付資料は実例を掲載しました。三つは、このテキストは平成4年度現在で作成しました。ぜひ、所得税法（所得税）、健康保険法（健康保険料）、厚生年金保険法（厚生年金保険料）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（雇用保険料）等が改正された場合は、先生方の適切なご指導をお願いします。

このテキストの開発は、つぎの方々にご執筆をお願いしました。短期間にご執筆をいただきましたので、今後の実践をとおして、必要に応じ修正をしたいと考えています。

最後に、ご執筆いただいた「女性の能力開発コース」の開発委員ならびに資料等のご協力をいただいた諸氏に心から深く感謝の意を表します。

開発委員および協力者（五十音順 敬称略）

| | |
|--------|-----------------------|
| 砂沢 恵子 | 宮城障害者職業訓練校 |
| 大滝 美恵子 | 苦小牧地域職業訓練センター運営協会 |
| 大原 泉 | 株式会社 オービックビジネスコンサルタント |
| 川井 正治 | 東京都立大塚高齢者高等職業技術専門校 |
| 川田 勝利 | 社会保険事務所 |
| 河原 寿美子 | OAインストラクター |
| 菅野 陸朗 | 日本電信電話株式会社 |
| 木村 亨 | 雇用促進事業団 滋賀技能開発センター |
| 黒川 挿一 | 財団法人 主婦会館 |
| 島崎 恵美子 | 埼玉県立羽生高等技術専門校 |
| 鈴木 幸村 | 講師 |
| 長谷 昌彦 | 雇用促進事業団 兵庫技能開発センター |
| 水挽 義男 | 日本アイ・ビー・エム株式会社 |
| 三村 登美子 | 雇用促進事業団 滋賀技能開発センター |
| 山川 明子 | 職業訓練大学校 職業訓練研修研究センター |
| 大川 祥三 | 職業訓練大学校 職業訓練研修研究センター |
| 高橋 卓栄 | 職業訓練大学校 職業訓練研修研究センター |

平成5年3月

職業訓練大学校
職業訓練研修研究センター
所長 城哲也

学習するみなさんへ

コンピュータの事務用ソフトの普及により、いろいろな事務処理が、専門的な知識を充分に知らなくても対応できるようになりました。

これは、間接部門の経費の軽減や事務の簡素化をはかるうえでとても大切なことで、企業として今後コンピュータ導入が進んでいくことは必至です。

したがって、これから学習する総務関係事務は、コンピュータを操作できるということが当然のこととして要求されてきます。

しかし、技術として機械の使用法だけを覚えることは、慣れることによって可能ですが、皆さんの本当の財産として力を蓄え、自信をもって事務職として仕事をしようとするのであれば、基本的な知識ぬきでは考えられません。

総務事務として代表的な給与計算はどこの会社でも行っている基本的な事務です。そして、それが一円の違いも許されないということはだれもが知っているはずです。

ところが、実際には給与計算にはいろいろな法律がからんてきて、その内容を正しく理解することはなかなか難しいものです。

たとえば、通勤手当は、所得税法では一定額までは給与として含めずに所得の計算を行いますが、社会保険料の計算では全額を給与として含めて計算することになっています。

税額についても、所得税は給与に応じてその都度計算しますが、住民税の場合は前年の所得に対して、課税計算したものを翌年6月以降に12等分して徴収することになっています。

ほとんどの労働者は自分の受け取る給与に対しては多くの関心をもっていますが、正しい知識としての認識はなされていないと思います。その人たちに何かあったときに適切なアドバイスができるということも総務関係事務に携わる人にとって大切な役割ではないでしょうか。

このためにも、ただ単に機械的に給与計算できるだけでなく、所得税や社会保険、労働法といった知識を身につけて正しい処理をする必要があります。

この本では、そのような総務関係の事務に携わろうとする人を対象に、1～2章では実際の給与関係実務、3章と4章では基本的な知識として構成してみました。

基礎をしっかりと身につけて、技術をさらに積み重ね、みなさんが職場において、いつまでも必要な人材となれるることを切に願います。

協 力 相模原社会保険事務所
大津社会保険事務所

参考文献 日本法令編 給与計算マニュアル

教材情報資料 第10号3

はじめての方のための
パソコンによる給与計算
－参考資料－

発 行 1993年3月
発行者 職業訓練大学校
職業訓練研修研究センター
所 長 城 哲 也
〒229 神奈川県相模原市橋本台4-1-1
電話 0427-61-2111(代表)
印 刷 株式会社 相模プリント
〒229 神奈川県相模原市東橋本1-14-17
電話 0427-72-1275(代表)